

審判員規程

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会
審判部

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、「本協会」という）に登録された審判員に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 審判員の資格

本規程は以下の者に対して適用される。審判員は、第4条に定める審判登録費・更新費を納入し、第6条に定める講習会等に参加した者のうちから、前年度（4月1日－3月31日）の審判実績に基づき、次に示す種別に構成される。ただし、2023年度については、2021年8月1日－2023年3月31日とする。

2.1 登録審判員

- 2.1.1 2016年7月31日以前に新規審判講習会を受講し、ブラインドサッカー競技規則試験（以下、「試験」という）に合格したもの。
- 2.1.2 もしくは、2016年7月31日以前に審判更新講習会に参加し、更新費を納入したもの。
- 2.1.3 もしくは、2016年8月1日以降に新規審判講習会を受講し、試験に合格したもの。
- 2.1.4 もしくは、2016年8月1日以降に審判更新講習会に参加し、更新費を納入したもの。

2.2 アクティブ審判員

- 2.2.1 登録審判員のうち、前年度（4月1日－3月31日）に第3条に定める競技会等で審判実績があるもの。ただし、2023年度については、2021年8月1日－2023年3月31日とする。
- 2.2.2 かつ、第6条に定めるアクティブ審判員講習会に参加したもの。

2.3 審判アセッサー

- 2.3.1 サッカー、もしくは、フットサル競技でインストラクター資格を保有するもの。

第3条 競技会等への審判員の派遣と審判割り当て

- 3.1 本協会代表チーム部（ブラインドサッカー、ロービジョンフットサル、女子）、もしくは国内大会事業部等（以下、「各部等」という）から本協会が主催、もしくは共催、協賛する試合（以下、「競技会等」という）への審判派遣要請を本協会審判部（以下、「審判部」という）で受理したのち、審判部で派遣審判員と審判割り当てを決定し、各部等に連絡する。
- 3.2 必要に応じて、競技会当日の連絡担当者（2名以内）を審判部で定め、各部等に連絡する。

第4条 審判登録費・更新費等

審判登録費、更新費等は以下のとおりとする。

- 4.1 新規審判登録費 5,000円。
- 4.2 年度審判更新費 5,000円。
- 4.3 その他講習会費 別途定めるものとする。

第5条 審判費・旅費等

- 5.1 審判員が審判部からの依頼により競技会等の審判員、または、審判講習会等の指導員、審判員のアセッサーとして派遣（以下、「競技会等への派遣」という）される場合、以下の審判費・旅費等を支給する。
 - 5.1.1 各会場への往復は、原則として公共交通機関を利用すること。
 - 5.1.2 審判費・講師費・アセッサー費専門部謝金規定に準ずる。
 - 5.1.3 競技会等への派遣の交通費・宿泊費の支給については、JBFA旅費規程に準ずる。
 - 5.1.4 公共交通機関の利用が困難な場合のみタクシーの利用を認め、その場合は実費を支給する。
 - 5.1.5 精算は、各自所定の請求書を作成の上、審判部長経由で本協会会計担当者へ請求する。なお、その際は領収証を添付のこと。
- 5.2 競技会等への派遣は、1試合につき4名以上の審判員を派遣する。ただし、審判部長が認める場合、3名未満の人数を派遣する場合がある。
- 5.3 審判員が所属チームの選手、監督、スタッフ等としての参加を兼ねる場合は、審判費・旅費等を支給しない。

第6条 審判講習会等の実施

審判部の主催により、以下の講習会を実施する。

- 6.1 ルール講習会
 - 6.1.1 主に競技者を対象に、ルールの理解を目的にした講習会。
 - 6.1.2 講習会参加による資格授与はしない。
- 6.2 新規審判員講習会
 - 6.2.1 今後、審判活動に参加したい人を対象にした講習会。
 - 6.2.2 講習会に参加し、その後の試験に合格したものに登録審判員の資格を授与する。
- 6.3 審判更新講習会
 - 6.3.1 審判員が年に一回以上参加することでその資格を更新する講習会。
 - 6.3.2 審判更新講習会の参加が困難な審判員には試験を実施し、その合格を持って審判更新講習会の参加とする。
- 6.4 アクティブ審判員講習会
 - 6.4.1 アクティブ審判員が年に一回以上参加することでその資格を更新する講習会。
 - 6.4.2 アクティブ審判員講習会の参加が困難な審判員には試験を実施し、その合格を持ってアクティブ審判員講習会の参加とする。

第7条 審判員のアセスメントと国際大会への審判派遣

- 7.1 競技会等において、審判員の技術向上等を目的としてアセスメントを実施する場合がある。
 - 7.1.1 審判員のアセッサーは、第2条に定める審判アセッサーの中から審判部が競技会等の都度、任命する。
 - 7.1.2 アセスメントの結果は、当該審判員へフィードバックを行うとともに、国際大会への審判派遣選出資料の一部とする。
- 7.2 国際大会への審判員の派遣は以下の項目をもとに、審判部で協議のうえ理事会に推薦し、理事会で承認する。
 - 7.2.1 競技規則の理解
 - 7.2.2 運動能力

7.2.3 英語によるコミュニケーション

7.2.4 審判の実務能力

7.2.5 IBSA(International Blind Sports Federation)からの推薦

第8条 審判員資格の有効期間

本協会審判員資格の登録有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日とする。ただし、2022年度については、2021年8月1日-2023年3月31日とする。

第9条 審判員の退会

本協会審判員で、第8条に定める資格有効期間の途中で退会を希望するものは、審判部長に文書でその旨を通知し、審判部長の受理の後、退会できる。ただし、すでに納入した審判登録費、更新費等は返還しない。

第1条 未定事項

この規程の定めがない事項は、本協会理事会が定める。

第10条 改訂

本規程の改訂は、理事会の議決を経て、これを行う。

第11条 施行・改訂

11.1 本改訂は、2016年11月1日から施行する。ただし、2016年8月1日に遡及して適用することを妨げない。

11.2 改訂の履歴

11.2.1 2007年4月1日

11.2.2 2012年9月11日

11.2.3 2016年11月1日

11.2.4 2018年8月1日

11.2.5 2019年5月1日

11.2.6 2020年10月27日

11.2.7 2022年8月1日

以上